

令和8年度漁業調査船「たじま」合入渠整備工事仕様書

1 目的

船舶安全法第1条に規定される耐航性を維持するため、外装補修を実施する。

2 概要

船舶外装補修整備 一式

3 履行期間

契約日の翌日から令和9年1月29日まで

ただし、令和8年12月中旬（予定）までにすべての整備を完了するものとする。

（※令和8年12月中旬から令和9年1月29日までの間は、整備記録、写真などの整備期間）

4 整備内容

【甲板部】

（1）船体入出渠、滞渠及び船内養生

入渠に関しては、潜水により船底センサーの位置を確認すること。また、当該整備に必要な船内養生を施すこと。

（2）吃水線下外板、外舷、内舷及び上部構造物の高压洗浄

吃水線下外板、外舷、内舷及び上部構造物を清水にて高压洗浄すること。

（3）塗装整備

塗装は全て中国塗料（株）の塗料を使用し、現状と同色とすること。

ア 吃水線下外板の塗装（塗装面積約 550 m²）

- ・発錆部はディスクサンダーにより錆を除去すること。
- ・錆止め塗装は2回、上塗り塗装は1回塗装すること。

イ 吃水線上外板の塗装（塗装面積 300 m²）

- ・発錆部はディスクサンダーにより錆を除去すること。
- ・錆止め塗装は2回塗装すること。
- ・上塗り塗装は、1回塗装すること。

5 たじまの諸元

種 類	汽 船
全 長	44.5 m
全 幅	7.6 m
総トン数	199 トン
船 質	鋼

6 諸事項

- (1) 本整備期間中における、船舶の事故（船体及び機器の損傷、盗難、火災）防止について、請負者の責任において保守、管理を行うこと。なお、事故発生の場合は、請負者は賠償責任を負うものとする。
- (2) 本整備は但馬水産技術センター所長の任命する監督員の指示に従い懇切・丁寧に実施するものとする。
- (3) 請負者は監督員と整備日程、整備内容等について十分な調整を行い、円滑な整備を実施するものとする。なお、請負者は整備の全部又は、大部分を第三者に委任し請け負わせてはならない。
- (4) 本仕様書に定めるもののほか、本整備の実施に当たり、次の事項は当該整備の付帯整備として、監督員の指示に従い、請負者側で実施する。
 - ア 部品等の脱着に際し損傷した部分の修理復旧
 - イ 整備箇所の清掃及び工事終了後の清掃
- (5) 各成績表、整備記録写真などは整備終了後一括して提出すること。
- (6) 本仕様書に定めない項目で、必要不可欠な整備等は、別途協議することが出来るものとする。
- (7) 本仕様書に疑義が生じた時は、監督員と協議の上、解決するものとする。
- (8) 請負者は、本整備に起因する本船引き渡し後6か月以内のトラブルは無償で速やかに修理するものとする。

7 中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更

- (1) 本業務は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする資材（以下、「調達検討資材」）の調達に必要な経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更を行う対象業務である。
- (2) 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と別紙により協議するものとする。

なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

 - ア 調達検討資材の代替資材を調達した場合
（代替資材の比較検討を行ったものに限る）
 - イ 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
（見積参考図書等に調達先等を示している場合に限る）
 - ウ 調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）
- (3) 受注者は、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費の妥当性について証明すること。その妥当性が確認できた場合、その別途調達経費については設計変更の対象とする。